

○議事日程

令和5年6月23日（金） 午前9時00分開議

日程第 1・会議録署名議員の指名

日程第 2・一般質問（1人、2項目）

日程第 3・議案第27号 開成町税条例の一部を改正する条例を制定することについて

日程第 4・議案第28号 開成町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて

日程第 5・議案第29号 開成町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて

日程第 6・議案第30号 令和5年度開成町一般会計補正予算（第2号）について

日程第 7・議案第31号 令和5年度開成町給食事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第 8・報告第 4号 令和4年度開成町一般会計予算等に定める繰越明許費の繰越しについて

日程第 9・報告第 5号 令和4年度開成町水道事業会計予算の繰越しについて

日程第10・報告第 6号 開成町土地開発公社の経営状況について

○本日の会議に付議した事件

議事日程に同じ

○出席議員（12名）

1番 清水 友 紀	2番 吉 田 敏 郎
3番 石 田 史 行	4番 井 上 慎 司
5番 武 井 正 広	6番 星 野 洋 一
7番 今 西 景 子	8番 寺 野 圭 一 郎
9番 佐 々 木 昇	10番 山 下 純 夫
11番 前 田 せ つ よ	12番 山 本 研 一

○説明のため出席した者

町	長	山 神 裕	副 町 長	石 井 護
教 育	長	井 上 義 文	参 事 (兼)	田 中 栄 之
参 事 (兼)	長	中 戸 川 進 二	企 画 政 策 課 長	小 玉 直 樹
参 総 務 課	長	高 橋 清 一	防 災 安 全 課 長	土 井 直 美
財 務 課	長	山 口 哲 也	綜 合 窓 口 課 長	奥 津 亮 一
税 務 課	長	小 宮 好 徳	福 祉 介 護 課 長	田 中 美 津 子
参 事 (兼)	長	柏 木 克 紀	こ だ も 政 策 担 当 課 長	井 上 昇
子 育 て 健 康 課	長	熊 澤 勝 己	区 画 整 理 担 当 課 長	井 上 新
街 づ くり 推 進 課	長	岩 本 浩 二	参 事 (兼)	高 橋 靖 恵
産 業 振 興 課	長	石 井 直 樹	環 境 上 下 水 道 課 長	
参 事 (兼)	長		生 涯 学 習 課 長	
学 校 教 育 課	長			
会 計 管 理 者				

○議会事務局

事 務 局 長 遠 藤 直 紀 書 記 佐 藤 久 子

○議長（山本研一）

皆さんおはようございます。

開会前ですが、議場内の皆様に周知をさせていただきます。本日、議場内に町の花でありますアジサイを飾らせていただいております。このアジサイは、下延沢在住の山本靖様より借り受けたものであります。

皆様に周知をさせていただくとともに山本靖様の御厚意に感謝を申し上げたいと思います。

皆さん、おはようございます。

これより令和5年開成町議会6月定例会議を開会いたします。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

午前9時00分 開議

○議長（山本研一）

6月定例会議の議事日程（案）につきましては、お手元に送付のとおり。去る6月15日に開催されました議会運営委員会において決定されたものです。お手元に送付のとおりで、御異議ございませんか。

（「異議なし」という者多数）

○議長（山本研一）

御異議なしと認め、6月定例会議の議事日程につきましては、議事日程表のとおりと決定いたしました。

なお、本定例会議において、マスクの着用については、議員、町執行者側ともに御本人の判断といたします。

直ちに日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

開成町議会、会議規則第122条の規定により、議長において、5番、武井正広議員。6番、星野洋一議員の両名を指名します。

日程第2 一般質問を行います。

質問の順序は、通告順に行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」という者多数）

○議長（山本研一）

御異議なしと認めます。よって、一般質問は通告順で行います。

また、明後日6月25日の日曜議会においても一般質問を行うこととしておりますので、本日の持ち時間は1人当たり30分といたします。

それでは一般質問に入りますが、質問答弁は簡潔にお願いします。

1番、清水友紀議員、どうぞ。

○1番（清水友紀）

皆様おはようございます。1番議員、清水友紀です。通告に従いまして、限られた時間ではありますが、2項目について一般質問をさせていただきます。

1、小学生の意思決定を学校運営に反映させる取組について問う。

この4月に、18歳以上が参加できる統一地方選挙を通じ、私は町議会議員となり、この場にいます。議員12名の中ではまず、議長や委員長等を選出する4つもの選挙を行ったことで、投票という行為が大変身近である政治家と、そうではない地域住民との意識の差について懸念いたしました。

一方で、1票を投じる責任の重みを目の当たりにし、また投票が参加人数にかかわらず、周囲の目に脅かされない。個人が自由に意思を表示できる公平な方法であることを経験を持って実感いたしました。

そこで、生活習慣を身につけ、人格形成を培う子どもの頃から、自由意志が公で反映される投票を身近なものとするために、国のこども家庭庁が昨年交付、今年4月から施行されている子ども基本法を鑑みながら、以下の質問を行います。

こども基本法の基本的政策の特徴の一つ、施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映を受け、小学生が行う投票を学級委員選出にとどまらず、遠足の行き先の選択など、より大きな学校運営に反映させる取組について考えは。

以上、登壇しての質問とさせていただきます。

○議長（山本研一）

教育長。

○教育長（井上義文）

清水議員の御質問にお答えいたします。

本年4月に施行されたこども基本法では、基本理念において、全てのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して、意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が保障確保されることとされ、子どもの権利擁護や意見を表明する機会の確保が法律上位置づけられました。

子どもたちの健全な成長や自立を促すためには、子どもたちが意見を述べ、他者との対話や、議論を通じて考える機会を持つことが重要であり、教育的意義を有するものと理解しています。

さて、学校におきましては、授業や児童会等の特別活動など、あらゆる学校教育活動に児童が主体的に参画し、子ども基本法の趣旨に即して、児童の自主性や社会性等の育成に努めています。

はじめに、遠足は、学習指導要領で定められた特別活動として、いわゆる授業外の行事として実施していましたが、現行では、授業で取り扱うべき内容が増加したこと等の理由から、ほとんどの学年で授業の一環である校内学習として実施しているのが実態です。そのため、授業としての教育的意図や、子どもの発達段階に応じた内容を要することはもとより、児童の安全対策やスケジュール管理、トイレの場所の確認に至るまで、実施に当たり、配慮事項が多岐にわたっているため、行き先を含めた工程や、学習の内容は、学校において決定していくことが望ましいと考えています。

日頃から学校では、意見表明できる児童の育成に取り組んでいます。そして、児

童の主体的な意見を大切に、学びに生かしていく取組を進めています。

大人からの促しにより、投票で行き先等を決定する場合には、児童に対して、その手法で意見を定めることについての説明や、少数意見で希望がかなわなかった児童への配慮等も必要となります。

そのため、校外学習においては、児童が主体的、実践的に取り組むことができる活動や、学習の内容に対して、児童の意見を反映させていくことが大切であると考えています。

また、投票を身近なものにする取組として、小学6年生の学習内容に、国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え判断し、行動していく、主権者教育を通じて、政治が大切な働きをしていることについて学習していますが、学年によっては、投票行為が必ずしも教育的な意図と共通するものではないケースもあるため、児童の意見反映については、学齢や、決定する内容に応じて、学習活動としてふさわしい方法を児童の意見を聞いた上で、学校が判断することが望ましいと考えています。

なお、投票とは離れますが、児童の意見は、学級会や児童会活動などで議論され、その学級や学校全体の運営に反映されていますことを申し添えます。

以上です。

○議長（山本研一）

1番、清水議員。

○1番（清水友紀）

一定の御答弁をいただきましたので、再質問させていただきます。

実際に町内2校の小学校の校長先生方に伺いまして、遠足は校外学習という授業の一環であることを理解いたしました。御答弁にもありましたが、車椅子利用等、医療的ケアが必要なお子様に沿った事情など、大変御丁寧に心配りをして、行き先の決定をしているとおっしゃっていました。

さて4月から施行されたばかりのこども基本法には、こども・子育て等当事者の意見とあるのですが、学校現場においても、今後何年か先の検討材料として、保護者等の声を参考にしていく御意向についてお聞かせください。

○議長（山本研一）

参事兼学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（岩本浩二）

それではお答えをさせていただきます。保護者への意見聴取ということでございます。学校運営上、保護者に意見を求めるという場面は、必要に応じて様々つくらせていただいております。

直近で申し上げますと、給食費の改定時ですとか、中学校の部活動の地域移行の関係については、アンケートという形で保護者の皆様に意見をお伺いしているところでございます。

今後も必要に応じて、児童生徒を中心に、保護者や地域の皆様、これらが有機的

に関わり円滑に学校運営を進めていけるように、様々な機会を広く取り入れていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（山本研一）

1 番、清水議員。

○1 番（清水友紀）

学校と地域がますます協力し、子どもたちの健やかな成長に向けて取り組んでいくこと。また折に触れ、可能な範囲で保護者に向けた問題提起や意見収集をされている。また今後もされていく姿勢でいらっしゃることを理解いたしました。

私のところにも中学校部活動に関してのアンケートが届きまして、今こういう問題も起こっているのかと保護者として理解したところでございます。

P T Aなどとの会議の場面でも、保護者の意見を吸い上げる取組について意見交換を今後もしていただきたいと思います。

子どもの意思反映という点については、既に学級のみならず、学校全体の運営にも反映されている。これはこども基本法の趣旨に即した方向性であるということが確認できました。いち保護者としてもうれしく思っています。

では次に、そちらの学級のみならず、学校全体の運営にも反映されているという具体的な事例があれば教えてください。

○議長（山本研一）

参事兼学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（岩本浩二）

それではお答えをさせていただきます。学校の事例ということでございます。小学校におきましては、3年生以上の学級代表、それと委員会代表による代表委員、これを設置してございまして、児童が自分たちの学校生活を自分たちの手でよりよくするための様々な提案が出されております。

開成南小学校の事例になりますけれども、その代表委員会の児童から、昼休みにおける体育館の使用をお願いしたいということで、学校側も了承して昼休みの体育館の使用を開始したこと。

また月に1回ございます、長昼休み、通称ふれあいタイムとも言っておりますが、こちらの回数が現在1回でございますが、2回にして、異学年を含めた子ども同士のふれあいを広げていきたいという子どもたちの願いや思いを実現するための行動を尊重して、これも2回に増やす方向で、現在先生方とお話合いを続けていると聞いてございます。今後も子どもたちがより一層生き生き、わくわく感じられる学習環境づくり、これに努めていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（山本研一）

1 番、清水議員。

○1 番（清水友紀）

学校運営について、子どもたちの丁寧な話し合いにより子どもたちにとってより楽しい物事が決まっていく様子が伝わりました。

具体的で子どもの意見反映については前向きな御答弁を教育委員会側から伺いましたので、私が投票を提案した理由を述べさせていただいて、町長への質問をさせていただきます。

現代の子どもたちはY o u T u b eなどの膨大な情報にさらされる中、頭の中で行われる選択一つ一つが忙しい流れの中で、特に尊重されずになされている現状です。投票という意思決定そのものが、箱に入れる行為になることは非常に特別で、その1票が物事の結果を生む意味のあるものなんだという自己肯定感を高めるものだと言った経験から思ったわけです。これは投票対象が人である必要はない行為です。

実際、開成小学校では、開校150周年記念でピロティの床の色を塗り替えるに当たり、一人一人が持つi P a dを使った電子投票、これは未来につながる投票形式だと思ったんですけども、そういう形式で決めたとのことでした。

模擬体験を含む6年生からの主権者教育以前の実体験として、楽しさを感じながら投票が行われた事例だと思います。

町長、今は子どもたちの価値観も様々です。こども家庭庁やこども基本法ができ、今後、学校運営のみならず、まちづくりの場面でも子どもたちや子育て当事者の声を積極的に取り入れていく流れにあります。

子どもたち一人一人が自分の意思を表明すること、またその大切さを実感することも同時に望まれるものだと考えますが、町長はどう考えられますでしょうか。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

ありがとうございます。まず教育とか、子育てというのは、非常に難しいものだと思います。私自身も3人の子育てにおいても正しかったのか、甚だ心もとないところあります。加えて子どもたちと保護者の皆さんの考え方、生き方、多様化しておりますし、先生方の負担軽減というふうな課題も併せてある非常に難しい状況下だとは思っております。

その上で子どもたち一人一人が自分の意思を決定し、表明すること。これはとても大事なことだと思います。加えてさらに大切さを実感することは、より一層大事なことだというふうに認識しています。

一人一人それぞれ置かれた環境も違えば、考え方も違う中で、自分の意思を表現することは、すなわち自分らしさというのにつながる、自分らしく生きるということにつながると思いますので、とても大事だと思っております。

さらにそれをお互い尊重し合うことで、おっしゃるような自己肯定感が育まれるものと、考えております。

ただ全て認められるかというわけでもなく最低限善悪を身につけることも大事だ

と思います。現実的に、その学校現場などは集団生活において、望みどおりにならないということも経験することも当然あると思います。

多少すみません。話が反れてしまうんですけども、所信表明演説でも述べさせていただきましてけれども日本の社会全体はこれまで、需要が供給に合わせる時代から供給が需要に合わせる時代に変化していると私は認識しております。教育分野もまた例外ではなくて、開成町では対応できていると認識しておりますけれども、学び方に対する多様化したニーズであるとか、それぞれに応えていくことも大事ですし、おっしゃるような、子どもたち一人一人が意見を表明できて、自分らしく生きられて、自己肯定感を育んでいただける環境をより一層整えるように努めていくことが大事であると認識しております。

○議長（山本研一）

教育長。

○教育長（井上義文）

すみません。町長の後で大変私から申し訳ございません。教育の立場から、特に小学生、幼稚園、発達段階に応じたものの決め方というところの学習もしているということの御理解をぜひお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（山本研一）

1番、清水議員。

○1番（清水友紀）

町長と教育委員長から貴重な御意見をいただきまして、どうもありがとうございました。

町長からは、先生の負担軽減ということにも触れていただきました。校長先生方と面と向かってお話しする中で、私もそのような、あの気持ちが芽生えましたので、お互い尊重し合いながら、そして子どもが望みどおりにならないフォローというのも学びに入れながら、楽しさも加わる形で子どもたちが意思反映できる機会が増えたら今後もいいと思います。

続きまして2項目めの質問をさせていただきます。

項目2、災害時におけるペット同行避難について問う。

関東大震災から100年の節目に当たる本年、深刻な水害が増加している現代においては、時代に合わせた現実味のある講習や実効性のある訓練が求められます。

世帯数7,304世帯のうち、犬の登録者数が1,100頭、これは約6軒1頭の割合です。

また猫が同等数かそれ以上と推定すると、大変多くの動物を飼う御家庭がある本町において、ペットを連れて避難するための具体的な備えや避難経路、避難場所の町民への周知が急務と考えます。

そこで本町では既に、開成小学校、開成南小学校、文命中学校が、ペットの同行が可能な避難所として設定されていることを受けて、以下の質問を行います。

(1) 先日の避難所において、ペットの同行の避難者、またそうではない避難者へ、どのような案内を誰が行う考えでしょうか。

(2) コロナの規制が緩和されている現在、災害時を想定したペットしつけ教室や講習を実施していく考え。またペットを飼わない人を含めた町民への理解を促すための広報等を行っていく考えは。

以上よろしく申し上げます。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

議員の御質問にお答えいたします。避難所において、ペット同行避難者、またそうではない避難者へ、どのような案内を、誰が行うかについて、お答えをいたします。

最初に、自然災害発災時の最優先事項は、まずは自らの命を守ること、そして、御家族、御近所の命を守ることであると考えております。しかしながら、動物愛護の観点のみならず、御家族同様にペットの命を守りたい。避難にペットを同行させたいと望む方が少なくないことも承知しております。

ペットを自宅に残すこと自体が被災者、避難者の心理面において悪影響を及ぼすおそれもあり、ペットの同行避難もできることとしております。

一方で、避難所には動物が苦手、怖いと感じる方や、アレルギーをお持ちの方もいらっしゃいます。

非常事態、非日常生活下での精神的ストレスが高まっている中で、ペットの鳴き声や臭いなどがそのストレスをさらに高め、心身の健康を悪化させるおそれもあります。そのため同行避難は、特定の避難所である文命中学校、開成小学校、開成南小学校においてのみ可能とし、同一空間で一緒に生活することはできませんが、特定の場所でゲージ等に入れた状態でのみ、飼い主の責任の下で飼育できるよう計画しております。

実際の避難所運営においては、避難してきたペットを把握するため、避難所ペット台帳への記入をお願いし、その際に、ペット飼育のルールという紙をお渡しし、飼い主の責任の下、環境衛生面に配慮し、適切に管理するように指導することとしております。

令和2年12月に、災害時におけるペット避難について、職員用マニュアルを作成いたしました。避難所開設の訓練においても、ペット同行避難に関して、受入れ可能な場所やルールについて確認を行っております。

二つ目の御質問、コロナの規制が緩和されている現在、災害時を想定したペットしつけ教室や講習を実施していく考え。また、ペットを飼わない人を含めた町民への理解を促す広報等を行っていく考えは、についてお答えいたします。

災害時を想定した内容は含まれておりませんが、令和4年度に開催した環境フェアにおいて、DVD視聴によるペットのしつけ教室を実施いたしました。

ペットのしつけ教室は隔年で実施しておりますので、来年度のしつけ教室の講義内容に、災害時を想定したしつけ方を含めることができるように調整していきたいと考えております。

また、ペット同行避難には、ペットの飼い主だけでなく、ペットを飼わない人を含めた町民の理解が不可欠であるため、折に触れ、周知を行いたいと考えております。

以上です。

○議長（山本研一）

1 番、清水議員。

○1 番（清水友紀）

ペット同行避難について、御答弁をいただきありがとうございました。

特に今年は関東大震災100周年で、改めて備えを意識する機会を町も設けると思われます。そこでペットに関する備えの話を置き去りにしては、いざというときの実情に合わない世帯が多くあります。

職員用マニュアルやホームページ上だけではやはり知らないという飼い主が実際少なくありませんので、情報周知はこの機会を生かし、積極的にぜひお願いします。

さて、再質問に移らせていただきます。

避難所や、（2）のしつけ教室について、獣医師など専門家との連携についてどのような状況かお聞かせください。

○議長（山本研一）

参事兼環境上下水道課長。

○参事兼環境上下水道課長（井上 新）

災害時の動物救護活動につきましては、現在、小田原獣医師会と協定を結んでおりまして、開成町内において大規模災害が発生した場合は、動物救護活動、速やかに入っただけということ協定を結んでいるところでございます。

○議長（山本研一）

1 番、清水議員。

○1 番（清水友紀）

ありがとうございます。とても心強い連携だと思います。本町には2か所の動物病院がありますが、小田原獣医師会に所属しているのはそのうち1か所のみとなります。獣医師会では必要があれば別地域の獣医師が応援に来る協力体制ができているとのことですが、町内2か所の先生方に伺いますと、町の職員の方々の直接のやり取りはコロナもあり、ここ何年かはあまり十分にされていないとのこと、本町のホームページ上にある県のペット防災の案内も院内にはもうございませんでした。小さい町ですし、先生方の考えもありますので、万一のときのため、直接やり取りをしてみてもいいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（山本研一）

参事兼環境上下水道課長。

○参事兼環境上下水道課長（井上 新）

お答えをいたします。確かにコロナ禍ということで、獣医師さんとの直接とのやり取りといったところは、なかなかなかったわけですが、ただ、これ犬の登録であったりとか、狂犬病の予防注射であったりとか、そういった状況の中では、それぞれの獣医師さんとも窓口で直接先生とはやり取りございませんけれども、常に連絡体制は取れる状況でございますので、こういった災害時の部分につきましては、また折に触れ先生との直接のやり取り、そういったところは考えていきたいというふうに考えております。

○議長（山本研一）

1 番、清水議員。

○1 番（清水友紀）

ぜひお願いいたします。登録で数がはっきり分かるのは犬のみとなりますので、状況把握にもかねてよろしくをお願いいたします。

また、小田原獣医師会と連携した講習会を担う小田原市のNPO法人防災総合ペット育成会の代表者のお話では、近年、特に需要があり、2月には小田原市内で犬猫を中心としたペット防災セミナーを100名規模で行ったとのこと。セミナーや講習会には、開成町を含む足柄各地からの関心も高く、参加もありまして、飼い主同士での情報交換の場になっていたとのこと。

また開成町からの要請はこれまで特にないが、あれば赴いて、講習会を催すことも可能だとのこと。町内の医院のほかにもこのような近隣にいらっしゃる協力的な団体との連携がなされたしつけ教室、または講習会の開催が望ましいと思いますが、御見解を伺います。

○議長（山本研一）

参事兼環境上下水道課長。

○参事兼環境上下水道課長（井上 新）

そういったペットに関するしつけ教室であったりとか、災害時の特定の部分でやられたというお話ですが、それぞれ県の団体もございますし、そういった災害を中心として、しつけ教室をやる団体もあるということであれば、そういったところも検討の範囲の中に入れながら、今後対応してまいりたいというふうに思っております。

○議長（山本研一）

1 番、清水議員。

○1 番（清水友紀）

ぜひよろしくをお願いいたします。

続きまして環境フェアの話ですが、DVD視聴によるペットのしつけ教室について、防災の関連は特になかったとの御答弁でした。これは令和4年度の環境フェア当時のリーフレットをみますと、11月12日、1日目のみ、場所、町民プラザ、内容、ゼロエネルギーハウス、フードドライブ等とあり、しつけ教室が

行われるといった事前周知、明記はほぼない状態だったことが伺えます。

以前に、平成30年、当時下山議員の質疑に対する御答弁で、令和元年には3回程度しつけ教室を行うといった町からの前向きな御答弁があり、また令和4年度に修正された開成町地域防災計画の文面には、ペットとの同行避難のルール等について周知を図るとともに、飼い主が防災意識を高め、災害に備えた準備を行うよう啓発を行う。と明記されていることを考えますと、もちろん人が優先で、さらにコロナがあったとはいえ、非常に消極的な印象を受けます。

例えば南足柄市のホームページ上にはペットの防災について詳しく載っておりますし、案内も実際に配布され、その内容を受けて本町の動物病院へ来院もあったとのことですから、近隣の取組も御参考にしていただいていたいただければと思います。

町長に伺いますが、このような動物愛護の観点で、震災に対して心配する御家庭が多い、世帯が多いという取組になりますけれども、それについてどうお考えでしょうか。

○議長（山本研一）

町長。時間が迫っておりますので簡潔にお願いいたします。

○町長（山神 裕）

分かりました。おっしゃるように、発信力という点で、若干御期待に沿えないというか、やるべきことやっていたのかなという印象はあります。ホームページ等を通じて、まず告知をやっていることを告知させていただいたり、ガイドライン等も周知いただくということに努めたいと思っております。

○議長（山本研一）

1番、清水議員。

○1番（清水友紀）

私も選挙活動中ですが、歩いていますと全く知らない方々から犬を飼っているんですけども、水害が起きたときの対応が分からないと。ホームページに明記はあるもののそのような問いかけを受けましたので、ぜひ周知の方、どうぞよろしくお願いたします。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山本研一）

これで清水議員の一般質問を終了いたします。

どうぞ訂正してください。

○1番（清水友紀）

一般質問を終えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（山本研一）

以上をもちまして、本日の一般質問を終了いたします。

日程第3 議案第27号 開成町税条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（山本研一）

提案理由、地方税法等の一部改正に伴い、軽自動車税種別割の税率区分の見直し、固定資産税の長寿命化に資する特例措置の新設等に関し、所要の改正をしたいので、開成町税条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。よろしくお願いたします。

○議長（山本研一）

細部説明を担当課長に求めます。

税務課長。

○税務課長（山口哲也）

それでは、議案第27号について御説明申し上げます。

今回の条例改正は、令和5年税制改正に伴い、令和5年3月31日に地方税法が改正されたことに伴うものでございます。

特定小型原動機付自転車の位置づけ、環境性能割の税率区分の見直し、グリーン化特例の延長、長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションにかかる税額の減額措置が創設されたことが主な内容となっております。

なお、地方税法の改正に伴い、これを引用している本町の税条例では、項ずれ等が多数発生しておりますが、この部分の御説明は省略をさせていただきます。

それでは次ページをお開きください。

開成町条例第 号。

開成町税条例の一部を改正する条例。

右側が改正前、左側が改正後になります。

第28条第1号です。三輪の原動機付自転車、ミニカーの区分から、三輪の特定小型原動機付自転車、いわゆる電動キックボードを除外するものでございます。新たに電動キックボードは、原動機付自転車のうち、特定小型原動機付自転車として定義をされます。税額は年額で2,000円です。

御参考までに、本日時点で電動キックボード登録されてる方は町内で1名1台となっております。

次に、附則の改正になります。第12項と第13項です。

大規模修繕が行われたマンションに対する固定資産税の減額の申告手続について定めるものでございます。

条件といたしましては、建築後20年以上が経過している10戸以上のマンションで、過去に大規模修繕工事を1回以上実施しているもの、かつ、長期修繕計画を都道府県知事に認定されたマンションで、認定を受ける際に、認定基準に合わせるため、修繕積立金の額の引上げを行ったマンションとなっております。

令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に大規模修繕工事が完了した場合、翌年度の固定資産税について、3分の1を参酌として、6分の1以上、2分

の1以下の範囲内で減額することとなっております。

開成町といたしましては、あえて地方税法と異なる規定を設ける必然性がないことから、地方税法のとおり、参酌基準の3分の1を採用しております。

なお、本件は神奈川県が令和5年3月に対象のマンションの管理組合向けに説明会を行っております。

これも御参考までですが、今年度末で町内に対象のマンションは14棟ございますが、現時点で町内のマンションで県知事の認定を受けた長期大規模修繕計画を策定しているマンションはないと聞いております。

3ページから、第15項第1号から4ページ上段。第15項第14号につきましては、地方税法の改正に伴い、引用条文に項ずれが生じているため改めるものです。

これらの規定は、償却資産の課税標準に係るわがまち特例を定めたものでございます。

4ページ第15項第15号を御覧ください。右側の改正前の欄では、旧地方税法附則第64条で、先端設備等導入計画に基づき取得した資産に対し、固定資産税を減額する割合を定めておりましたが、取得期間が令和5年3月31日で終了したため、新たな15項を定めるものです。

これは先ほど御説明申し上げましたとおり、長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税の減額について、地方税法の規定を準用するもので、あえて地方税法と異なる割合を町独自に定める必然性がないことから、同率の3分の1とするものでございます。

同じく4ページ下段の第22項です。軽自動車税になります。

令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間に取得した場合、環境性能割の税率を1%軽減する特例の時限が到達したため、終了したと。このことに伴い削除するものでございます。

第23項から7ページ、第27項までの改正です。

低炭素社会の実現や地域における環境対策のため、より環境性能の優れた自動車の普及促進をする観点から、新車に係る翌年度の税率を、燃費性能等に応じて軽減し、初回登録から一定年数経過した自動車の税率を重くするというものでございます。

附則になります。第1項です。この条例は公布の日から施行いたします。ただし、特定小型電動機付自転車の改正につきましては、改正道路交通法の施行に併せ、令和5年7月1日から施行するとしております。

第2項です。改正後の税条例は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税につきましては、従前の例によります。

第3項です。わがまち特例により、課税標準をゼロとする規定は、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの適用期間内に、リース取引により、中小企業者に引き渡したものを含むということを規定するものです。

第4項です。特定小型原動機付自転車の課税は、令和6年度から適用するものと

なっております。

第5項です。令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得された軽自動車に課する軽自動車税の環境性能割につきましては、なお従前の例によることとしております。

第6項です。新条例附則第23項から第26項までの規定は、令和5年度以後の年度分の継続、自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例によることとしております。

説明は以上になります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので、続いて討論を行います。

討論のある方はいらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

討論はないようですので、採決を行います。

議案第27号 開成町税条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんか。採決を締め切ります。

（賛 成 全 員）

○議長（山本研一）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第4 議案第28号 開成町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（山神 裕）

提案理由。こども家庭庁が設置され、厚生労働省の所管事項が内閣府に移管されたことに伴い、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が改正されたことから、所要の改正を行うため、開成町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。よろしく願いいたします。

○議長（山本研一）

細部説明を担当課長に求めます。

こども政策担当課長。

○こども政策担当課長（田中美津子）

それでは議案第28号について説明いたします。次のページへお進みください。

開成町条例第 号。

開成町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

開成町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

表を御覧ください。右が改正前、左が改正後となります。

第14条第4号及び第44条の下線部分が改正前、厚生労働省から改正後には、内閣総理大臣に変更になります。

附則でございます。この条例は、公布の日から施行いたします。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので、続いて討論を行います。

討論のある方はいらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

討論はないようですので、採決を行います。

議案第28号 開成町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて。原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんか。採決を締め切ります。

（賛 成 全 員）

○議長（山本研一）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第5 議案第29号 開成町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて、を議題とします。

提案理由を、町長に求めます。

町長。

○町長（山神 裕）

提案理由。こども家庭庁が設置され、厚生労働省の所管事項が内閣府に移管されたことに伴い、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことから、所要の改正を行うため、開成町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。よろしくお願

いたします。

○議長（山本研一）

細部説明を担当課長に求めます。

こども政策担当課長。

○こども政策担当課長（田中美津子）

それでは議案第29号について説明させていただきます。次のページにお進みください。

開成町条例第 号。

開成町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

開成町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

表の右が改正前、左が改正後となります。

第26条3行目の下線部分、改正前、厚生労働大臣から改正後、内閣総理大臣となります。

附則でございます。この条例は、公布の日から施行するものとしてございます。

説明は以上となります。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑をどうぞ。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので、続いて討論を行います。

討論のある方はいらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

討論はないようですので、採決を行います。

議案第29号 開成町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて。原案に賛成の方は賛成ボタンを反対の方は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し忘れはございませんか。採決を締め切ります。

（賛 成 全 員）

○議長（山本研一）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

暫時休憩といたします。再開を10時5分といたします。

午前9時49分

○議長（山本研一）

再開いたします。

午前 10 時 05 分

○議長（山本研一）

先ほどの清水議員の一般質問において、訂正を求められましたので、発言を許可します。

1 番、清水議員。

○1 番（清水友紀）

先ほどの私の一般質問、項目 1、小学生の意思決定を学校運営に反映させる取組について問う。において、本来教育長と申し上げるところを教育委員長と申してしまいましたので、訂正させていただきます。失礼いたしました。

○議長（山本研一）

こども政策担当課長。

○こども政策担当課長（田中美津子）

訂正のお願いをさせていただきます。

先ほどの議案第 28 号において、改正の条例の第 15 条の部分を第 14 条ということで説明の言い間違いがありましたので、御訂正をお願いいたします。

○議長（山本研一）

ありがとうございます。清水議員の発言、教育長よろしいでしょうか。どうぞ。

○教育長（井上義文）

ありがとうございます。以上です。

○議長（山本研一）

こども政策担当課長の発言について、議員の皆さんよろしいですか。
（「異議なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ありがとうございます。

それでは、日程第 6 議案第 30 号 令和 5 年度開成町一般会計補正予算（第 2 号）について、を議題とします。

予算書の説明を順次担当課長に求めます。

財務課長。

○財務課長（高橋清一）

それでは、議案第 30 号 平和 5 年度開成町一般会計補正予算（第 2 号）について御説明いたします。資料については、2 ページを御覧ください。

第 1 表 歳入歳出予算補正の歳入です。

1 4 款国庫支出金、2 項国庫補助金から 2 1 款町債、1 項町債まで、補正額の計は、2 億 5, 9 5 1 万 1, 0 0 0 円の増額でございます。

続いて、資料 3 ページを御覧ください。

2 款総務費、1 項総務管理費から 1 3 款予備費、1 項予備費まで、補正額の計は、2 億 5, 9 5 1 万 1, 0 0 0 円の増額でございます。

歳入歳出ともに2億5,951万1,000円の増額をいたしまして、総額72億2,805万6,000円の予算額とするものでございます。

続いて資料は、4ページを御覧ください。

第2表 地方債補正です。今回は、追加で1件ございます。

起債の目的、福社会館改修事業債限度額3,000万円、起債の方法、利率、償還の方法については記載のとおりでございます。

続いて、補正予算の詳細説明に移ります。

歳入歳出補正予算事項別明細書により御説明させていただきます。資料は8ページを御覧ください。

2、歳入でございます。

○参事兼企画政策課長（田中栄之）

それでは歳入から御説明を申し上げます。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、12節地方創生推進交付金でございます。説明欄を御覧ください。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。金額は5,445万4,000円です。こちらは歳出で御説明をいたします、価格高騰重点支援給付金をはじめとする8事業の実施経費に充当をするものでございます。

その1つ下になります。4目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助金、説明欄、地域脱炭素移行再エネ推進交付金8,771万5,000円。こちらは歳出で御説明をいたします、中小企業向け補助金、そして福社会館空調システム更新経費に充当するものでございます。

○財務課長（高橋清一）

続いて15款県支出金、2項県補助金、8目市町村自治基盤強化総合補助金。説明欄、市町村自治基盤強化総合補助金、1,459万5,000円の増額です。

こちらは市町村の行政機能及び財政基盤の強化を図るため、市町村が実施する事業に対して県から交付される補助金で、今回は公共施設長寿命化対策事業として、歳出側で説明いたします。福社会館管理費、空調システム更新工事費に充当する補助金でございます。

続いて、18款繰入金、1項基金繰入金、3目公共施設整備基金繰入金、説明欄、公共施設整備基金繰入金7,000万円の増額です。こちらも歳出側で説明いたします、福社会館管理費、空調システム更新工事費に充当するため、基金の取崩しを行います。

取崩し後の基金の額は6億2,000万円でございます。

○街づくり推進課長（柏木克紀）

続きまして、9目開成駅前第2公園「ロンちゃん」基金繰入金です。1節開成駅前第2公園「ロンちゃん」基金繰入金、説明欄、開成駅前第2公園「ロンちゃん」基金繰入金13万9,000円の増額でございます。こちらにつきましては、ロマンスカーは塗装修繕工事において、工事内容と現状の調査を再度行った結果、工事

内容の追加が必要になったことから増額するものでございます。

○参事兼企画政策課長（田中栄之）

20款諸収入、4項雑入、1目雑入、2節総務費雑入でございます。説明欄1つ目は、自治総合センターコミュニティ事業助成金250万円。こちらは歳出で御説明をいたします。町内自治会に対する備品整備事業に充当するものでございます。

2つ目としまして、地方創生アドバイザー事業助成金10万8,000円。こちらは歳出で御説明いたします、協働のまちづくり講座講師謝礼に充当するものでございます。

○財務課長（高橋清一）

続いて資料9ページに移ります。次に21款町債、1項町債、2目民生債、説明欄、福祉会館改修事業債3,000万円の増額です。こちらも歳出側で説明いたします。福祉会館管理費、空調システム更新工事費に充当する地方債でございます。

続いて資料は10ページを御覧ください。

3、歳出に移ります。

○参事兼企画政策課長（田中栄之）

それでは歳出に移らせていただきます。

2款総務費、1項総務管理費、5目企画費でございます。説明欄、地域公共交通事業者の燃料価格高騰対策緊急支援金147万6,000円。国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しまして、地域の足となります地域公共交通の維持確保を図るため、町内に路線を持つ一般乗合バス事業者、そして町内を営業区域に含むタクシー事業者に対して燃料費の高騰分を補助するものでございます。

○参事兼総務課長（中戸川進二）

続きまして、7目電算管理費、説明欄、電算システム管理費、町村情報システム共同事業組合負担金83万3,000円の増額でございます。

今回の補正要因は、このページ10ページから11ページのところに記載してございます民生費のところを御説明する、価格高騰重点支援給付金の支給に当たりまして事務処理を行う電算システムの改修等が必要になるため当該システムを管理運用する町村情報システム共同事業組合への負担金を増額するものでございます。

○参事兼企画政策課長（田中栄之）

次に、10目協働推進費でございます。説明欄、丸の1つ目、コミュニティ活動強化関係費250万円。コミュニティ活動の強化を図るため、一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業を活用しまして、自治会備品等の整備をいたします。

今年度の助成といたしましては、岡野、下延沢、中家村、パレットガーデンの4自治会の備品整備事業でございます。

説明欄、丸の2つ目、自治会運営推進事業費250万9,000円。内訳としまして1点目が報償費10万9,000円。8月に開催を予定してございます協働の

まちづくり講座の講師謝礼でございます。地方創生アドバイザー事業助成金を活用して行うものでございます。テーマは、「自治会と地域の団体企業等の連携について」を予定してございます。

2点目が、省エネエアコン購入事業補助金240万円。こちらは国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しまして、エネルギー価格高騰の影響を受けてございます自治会の負担緩和、そして省エネの取組支援を図るため、自治会が地域集会施設に設置する省エネエアコン、高効率エアコンの購入に対しまして、1台につき20万円を上限に補助金を交付するものでございます。

○福祉介護課長（奥津亮一）

続きまして12目諸費。説明欄、過年度分精算金504万9,000円でございます。

こちらは昨年度実施しました、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金、それぞれの国庫補助金につきまして、実績報告により額が確定したため返還金が発生したものを返還するものでございます。

続きまして、3款民生費、1項社会福祉費、6目福社会館管理費。説明欄、福社会館管理費2億482万9,000円でございます。こちらは現在不具合が生じている設備について、不良箇所が特定されましたので、利用者へ適切な設備環境を提供するため、工事を実施するものでございます。

まず多目的ホール移動観覧席修繕工事につきましては、不良箇所を特定するために実施しました、調査結果に基づく修繕工事費用になります。なお、主な工事内容につきましては、変形した支柱や異常な稼働により過度な負荷がかかり、不具合が生じた装置の交換になります。

その下の空調システム更新工事でございますが、こちらにも現在不具合のため、一部の機器で運転している空調設備を更新するものでございます。

工事の実施に当たりましては、今後の維持管理を考慮したシステムを提案する設計施工一括発注方式とし、今回計上しております予算額につきましては、公募型プロポーザル募集要項で設定した提案上限額としてございます。

続きまして、12目価格高騰重点支援給付金給付関係費、説明欄、価格高騰重点支援給付金給付関係費4,179万円でございます。

10ページ、11ページになります。こちらにつきましては、令和5年3月22日に開催されました国の第8回物価賃金生活総合対策本部において決定された令和4年度に実施した物価高騰に対する支援の追加策として、物価高騰による負担感が大きい低所得世帯に対し、1世帯当たり3万円を支給する事業になります。

対象となる世帯については、住民税非課税世帯と家計急変世帯になりまして、住民税非課税世帯につきましては、令和5年6月1日時点で同町に住民登録があり、かつ、世帯全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯で生活保護世帯も含まれます。

ただし、住民税均等割が課税されている方の扶養親族等のみで構成される世帯は対象外となります。

次に家計急変世帯につきましては、令和5年6月1日時点で当町に住民登録があり、予期せず、令和5年1月から令和5年10月までの間で家計が急変した同一の世帯に属する者全員のそれぞれの1年間の収入見込み額が令和5年度分の住民税非課税水準に相当する額以下である世帯となります。

それでは事業費の内訳を御説明いたします。

まず報酬の28万5,000円については事務を行う会計年度任用職員の報酬、職員手当等の26万1,000円は職員の時間外勤務手当、旅費の7万8,000円は会計年度任用職員の通勤費、消耗品の5万円は給付金支給事務に係る事務用品購入、通信運搬費の43万円は関係書類の郵送料、手数料15万円は口座振込手数料、事務機器等保守業務委託料3万6,000円は複写機使用料、価格高騰重点支援給付金の4,050万円は住民税非課税世帯1,300世帯と家計急変世帯50世帯を見込んだ合計1,350世帯に3万円を乗じた金額となります。

○こども政策担当課長（田中美津子）

続きまして、3款民生費、2項児童福祉費、2目児童措置費、説明欄、民間保育所等運営支援事業費光熱費高騰対策交付金150万円、こちらはエネルギー価格の物価高騰の影響を受けました、町内認可保育所に対して1園当たり50万円を上限として交付金を支給することによりまして、園の支援を行うものでございます。

全額、新型コロナウイルス感染症対応地域創生臨時交付金を充てて、実施を行うものです。

○参事兼企画政策課長（田中栄之）

次に4款衛生費、1項保健衛生費、3目環境衛生費、説明欄地球温暖化対策推進事業費でございます。

1点目は中小企業GX戦略設備導入補助金806万7,000円。地域脱炭素移行再エネ推進交付金を活用しまして、町内中小企業を対象に、創エネ、省エネ、蓄エネ設備を導入する際に補助を行うことで、中小企業の脱炭素行動を後押しするものでございます。

2点目が省エネ家電の導入促進補助金200万円。こちらも国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しまして、高齢者の熱中症対策の一環として、消費電力の少ない高効率エアコンの設置及び買換えを促進するものでございます。

これは電気代の節約のため、エアコンの利用を控えた結果、熱中症を発症したり、体調崩したりすることがないように、経済的な支援を行うものでございます。

○街づくり推進課長（柏木克紀）

1ページお進みください。続いて7款土木費、2項道路道路橋梁費、2目道路新設改良費、説明欄、道路改良事業費301万9,000円の増額でございます。

こちらにつきましては、町道201号線改良工事をしていくために、先行で土地

を買収していくものとなります。

場所につきましては、旧四ツ角交差点から松田側に50メートル程度いったところの南側の土地となります。

補正予算につきましては、購入していただく土地の測量設計等委託として138万円、用地購入費として163万9,000円を合わせた301万9,000円となります。

続きまして、7款土木費、4項都市計画費、3目公園費です。こちらにつきましては、先ほど歳入で御説明をさせていただきました「ロンちゃん」基金繰入金の財源構成となります。

○福祉介護課長（奥津亮一）

続きまして、5項住宅費、1目住宅管理費、説明欄、住宅維持管理費183万7,000円です。

こちらは今年度予定しております、円通寺団地外壁塗装等工事の執行に当たり、県が公表している最新の公共工事設計労務単価を基に、設計を見直したところ、各単価の上昇により、予算額に不足が生じることが判明しました。

今回予定している工事の内容が、外壁塗装や屋上防水など、当該団地の長寿命化及び居住性向上を目的としており、事業を確実に執行するため、増額補正を計上させていただきますものになります。

○参事兼学校教育課長（岩本浩二）

続きまして、9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、説明欄、給食事業特別会計繰出金345万5,000円でございます。

食料品価格等の物価高騰に伴いまして、地方創生臨時交付金を活用して、保護者の負担軽減及び給食の質、量を確保し、安定した給食運営を維持するため、給食食材料費345万5,000円を給食事業特別会計に繰り出すものでございます。

なお、令和5年6月1日時点の対象園児・児童・生徒数は1,872名となります。

続きまして5項幼稚園費、2目幼稚園振興費、説明欄、幼稚園生活支援員等配置事業費158万7,000円でございます。

令和4年度から5年度にかけて、2名の幼稚園教諭が体調を崩したことに伴いまして、今年度当初担任を確保できないなど、園運営に支障を来すおそれがあったため、5月から1学期終了時までの期間を定めて、幼稚園教諭免許をお持ちの介助教員1名を雇用しております。

現在体調を崩した職員2名は既に復職しておりますが、両名とも不安定な部分も見られ、万一再発した場合には、クラス運営等への影響が懸念されるため、介護教員1名の雇用期間を今年度末まで延長させていただき、雇用延長に要する経費として報酬及び職員手当を措置するものでございます。

○生涯学習課長（高橋靖恵）

次のページ、13ページに移ります。7項保健体育費、1目保健体育総務費、説

明欄、町スポーツ団体大会出場費補助金6万円です。こちらは補助金交付要綱に基づき、町内におけるスポーツの普及などを目的に活動する、町内のスポーツ団体が関東大会以上の大会に出場する場合において、経費負担の軽減を図ることを目的に、その活動を支援いたします。

今回の対象は、第38回全国選抜ゲートボール大会に足柄開成チームが出場するためのものとなります。

○財務課長（高橋清一）

続いて13款予備費でございます。今回の補正による、歳入歳出の差額について、予備費を2,100万円の減額により調整いたします。

説明は以上となります。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑をどうぞ。

6番、星野議員。

○6番（星野洋一）

6番、星野洋一です。説明書の10ページ一番下、福祉会館管理費の中の、福祉会館管理費、空調システム更新工事費1億9,479万8,000円について御質問いたします。これ結構大きな額ですが、これのもう少し詳細を教えてくださいませんか。

○議長（山本研一）

福祉介護課長。

○福祉介護課長（奥津亮一）

それでは、ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

今回こちらの空調システムの更新に当たりましては、現在使っている蓄熱槽式をそのまま使うのか、それとも新しいシステムに変更していくのか、なども含めまして、事業者からの提案方式を採用させていただきました。

今回こちらの上限額として、募集要項を定めた際の、提案の上限額として金額入れさせてもらいましたが、その中身としましては、現在の空調システムからの変換、また維持管理、今後の維持管理がなるべくやりやすいような形、そういったところも含めての提案の内容を金額とさせていただいたところでございます。具体的にはもう蓄熱槽は使わずに、新たな個別の分散型を導入するとか、そういったような形で考えているところでございます。

6番、星野議員。

○6番（星野洋一）

6番、星野です。蓄熱式をやめて新システムにこれから替えるというふうな考えでいらっしゃるということ。

これは福祉会館の空調、元が3系統ぐらいがあったのが、2系統が駄目になって、最後に1系統で何とか今空調されていたと、私はちょっと考えていたんですが、そ

れがもう最終的にちょっと危なくなりました。大分それを3系統から1つで1系統までちょっと放っておいたと。それもまた問題なんですけど、ここの空調、いろいろな考えで変えられるでしょうけど、これは今までそれでは各部屋による空調、エアコンみたいなのを入れてやる方式など考えられているんですかね。かなりそちらのほうが、値段的に安いような気もするんですけど、これは一括の新システムということを考えてらっしゃるといことなんですけど、その辺のところはいかが考えられたのか、少しその辺のところを教えてください。

○議長（山本研一）

福祉介護課長。

○福祉介護課長（奥津亮一）

それでは御質問にお答えします。先ほど言われましたように、現在、福祉会館の空調システムについては、系統のうちのある程度、ある一定の空調がもう不具合を生じていて、かなり残りの系統に負荷をかけて運転をしているところでございます。

そういった状況の中でそういったシステムをこのままこのシステムを使い続けたほうがいいのか、1つの修繕工事に当たっては、新たなシステムを導入したほうがいいのか、そういったところを検討してきてまいりました。今回、結果としまして、蓄熱槽から各部屋に空調機を置くもののシステムを採用するような形で現時点で考えております。そうしますことによって、系統ごとがより細分化されますので、今後のメンテナンスですとか、そういうことも含めて、総合的に考えてそのような方式を取っていかうというふうに考えているところでございます。

○議長（山本研一）

副町長。

○副町長（石井 護）

発注がプロポーザル方式で行いまして、その審査を担いました関係上、ちょっと私から補足させていただきますが、プロポーザル方式は御案内のとおり、性能発注になりますので、ましてこの工事は、設計施工で提案を業者から受けたと。その中でまさに議員がおっしゃるとおり、蓄熱槽方式よりも、各部屋というか、パートごとに区切って、それぞれ通常の家にあるエアコンとほぼ同じ電気式という室外機があつて、そういう形で提案がございました。

その中にはランニングコストの表も出ていまして、蓄熱槽のコストよりも非常に割安な数字が出ておりました。それと運用には当然使っていない部屋は消さなきゃいけないと。つまりそういうものはきちんと管理をしなければいけないんですけども、そのところは指定管理者であります、社会福祉協議会等と十分これから協議というか、レクチャーしながら、効率のよい運営を図っていただいて、経費も削減をしていきたいと考えています。

○議長（山本研一）

6番、星野議員。

○6番（星野洋一）

6番、星野です。今伺ったところ、各部屋ごと、パートごとにやるということになりそうです。そうすると、ランニングコストが安くなるということで、私はそれが非常にいいんじゃないかと考えています。

あとこれプロポーザル、これからやるということなんですが、実際にはどの辺で改修工事をして、どのぐらいの期間、パートごとにやるんだから全部一遍ということじゃないと思うんで、順次使えるようになると思うんですけど、一応これいつ頃から始めて、どのぐらいの期間で修繕を考えてるか、そこだけ最後教えていただけますか。

○議長（山本研一）

福祉介護課長。

○福祉介護課長（奥津亮一）

それではお答えをさせていただきます。現在こちらのほうで考えている工程としましては、まず福祉会館の多目的ホールと廊下、そのブロックと、あとは各階にあります各部屋ごとでまず2つのパートに分けております。

そのうち各部屋につきましては、なるべく早く改修を行っていきたいということもありますので、そちらをまず先にやらせていただいて、その後に、多目的ホール、あと廊下のほうをやっていきたいと考えてございます。

最終的に工期的なものは、3月の中旬には終了するという見込みで現在のところ考えているところでございます。

○議長（山本研一）

5番、武井議員。

○5番（武井正広）

5番、武井です。失礼しました。起立ですね。5番、武井です。

今、工事全体の経緯を分かったのですが、これはいつ頃から先ほど別系統も具合悪いことがあったというような話があったんですが、元をただすといつ頃からこういったことが生じ始めたんでしょうか。

○議長（山本研一）

福祉介護課長。

○福祉介護課長（奥津亮一）

それではお答えをさせていただきます。

まず空調の不具合が発生してこのような話に展開した取っかかりにつきましては、まずは令和4年5月に実施しました業者による定期点検において、そちら4基16系統のうち1基7系統に不具合が認められ、必要以上の負荷がかかっているので残りの機器や系統がいつ運転停止になってもという報告がなされたところから、今回のほうに始まったところでございます。

○議長（山本研一）

5番、武井議員。

○5番（武井正広）

5番、武井です。約2億ほどかかる改修かと思うんですが、70億前後の一般会計予算の開成町として考えたときには、これ大規模改修に当たるのかなと。

この前の2年間行った文命中学校の大規模改修も約4億、2年間かけて行っておりますが、それが昨年5月に発生していながら、今回当初予算の中に入っていないで、この6月の補正で入ってきたというところに少し違和感を感じるんですけれども、その辺りはなぜなのでしょう。

○議長（山本研一）

福祉介護課長。

○福祉介護課長（奥津亮一）

それではお答えをさせていただきます。先ほど申し上げました、令和4年5月にまず系統がということで報告があったというのはございます。その後、庁内で、点検業者にも、もう一度確認をしてもらうですとか、あと庁内で今後の対応を協議をしていったところでございます。

最終的にその中でやっていくという方針が出たんですけれども、その財源、全部一般財源なのか、それも活用できる補助金とはないのかということもございまして今回、歳入のほうにございますけれども、国の特定、国のほうの補助金の交付も見込まれるということもございましたので、タイミングとしてはこのタイミングになってしまったというものでございます。

○議長（山本研一）

5番、武井議員。

○5番（武井正広）

5番、武井です。そうしますと先ほど歳入のところで話がありましたが、この約2億の中の予算というのは、この基金の繰上げが7,000万、予備費から2,000万、町債で3,000万、それから市町村自治基盤強化補助金1,459万5,000円、それから保健衛生費補助等というところから入れていると私は受け取ったんですが、そうすると、この全体補助金の割合というのは、これを見ると約50%ぐらいあると考えていいのでしょうか。

○議長（山本研一）

財務課長。

○財務課長（高橋清一）

今回福祉会館の空調の財源の関係の確認ということでございますけれども、今回の中で言いますと、国庫補助に関しては、7,964万8,000円、約40%そして県補助という形で1,459万5,000円、約7.5%、それ以外に基金起債等で合わせて1億円という形で、一部若干一般財源という形で50万何がしというような状況でございます。

以上です。

○議長（山本研一）

参事兼企画政策課長。

○参事兼企画政策課長（田中栄之）

ただいまの補助金の関係でいって補足をさせていただきます。

この補助金に関しましては、当初予算に計上してしまいますと、補助対象外とされるというルールがございましたので、あくまでも先に補助としてこれを使ってよろしいかということで、国に確認をしてオーケーが出てからの予算計上ということでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

ほかに質疑はございますか。

11番、前田議員。

○11番（前田せつよ）

11番、前田せつよでございます。ページ8、歳入、繰入金、款開成駅前第2公園「ロンちゃん」基金繰入金13万9,000円についてお尋ねをいたします。

追加する必要性があつて13万9,000円ということでございましたが、先ほどのような中で詳細説明がございませんでしたので、この件につきまして説明を求めたいと思います。

○議長（山本研一）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（柏木克紀）

それではお答えをさせていただきたいと思います。

当初、塗装というところでももとの塗装を剥がしてから塗装するというところで計画はしておりました。

ただ、ロマンスカーの製造年代が大分古く、板金の仕方が、現在の塗装と違っておりました。鉄板の上に、樹脂で不陸を取った上で塗装をしておりまして、その厚さが当初の計画で大分厚く塗られていたということで、現状の塗装の面を保持するためには、モルタルを厚く塗る必要性が発生したことから金額が高くなったというところになっております。

以上です。

○議長（山本研一）

11番、前田議員。

○11番（前田せつよ）

11番、前田せつよでございます。当初の予定の工事は、5月末に完了していると私の中では理解してございまして、それでロマンスカーのロンちゃんの周りの工事のためにつけておりました足場等々が外されて、そしてまだ1か月もたない状況で、この補正ということがあつたと。その間の状況、どのような形でその1回枠組み、足場を外されて、どの時点で、またさらにこの工事が必要ということが分かったかというようなことでの説明を求めたいと思います。

○議長（山本研一）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（柏木克紀）

ただいまの御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

ロマンスカーの改修につきましては、あじさいまつりまでに、当然ながら終わらすというところが当初の目的でございます。その中で金額につきまして、当初予備費をお借りいたしまして、工事は変更して実施させていただきました。

今回につきましては基金の繰入を行うために、補正を出させていただいたというところで、工事につきましては、当初の工事の中で実施したものでございます。

以上です。

○議長（山本研一）

11番、前田議員。

○11番（前田せつよ）

11番、前田せつよでございます。工事の期間について、今、御答弁いただきました。あじさいまつり前に完了ということで、5月の連休を含んで5月31日に完了したと認識をしておるところでございますが、今後の希望といたしましては、もちろんあじさいまつりにロンちゃんを囲んだアジサイの景色というのは大変に美しいもので町民、町民以外の方からも、あそこでシャッターを切る様子も見受けるわけでございますが、今後、5月の連休中にも、あのロマンスカーを囲んで多くのお子さんや御家族連れを目にする。機会がございました。あじさい祭だけではなく、5月の連休期間中にこのような工事をなるべく避けるような形で、今後の日程を図りたいというふうに希望しているところでございます。この件について、町長、御見解があればお聞かせ願いたいというふうに思うところでございます。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

御指摘の点ですけれども、後期の日程等が許せば、もちろん避けられる。避けるべきタイミングは避けるように今後努めていきたいと思っておりますし、今後、今回もそれは十分考慮した上での判断だったとは思っています。

以上になります。

○議長（山本研一）

ほかに質疑はございませんか。

9番、佐々木議員。

○9番（佐々木 昇）

9番、佐々木昇です。ページ13ページ、保健体育総務費、スポーツ団体指導者育成支援事業費のところちょっとお聞かせください。これ要綱にのっとっての補助金ということで私も理解しておりますけれども、ちょっと要綱の内容、そこまで私も理解、すみません。現状でしていないので、確認をしながら質問させていただきたいんですけれども、この6万円というものの金額設定の根拠みたいなものがあればちょっとお示しいただきたいんですけれど。

○議長（山本研一）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（高橋靖恵）

ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

まず交付金の要綱につきましては、関東大会以上の大会に出場する場合の経費負担の軽減を図ることが目的となっております。交付対象基準ですが、交通費、宿泊費、参加料等に関して2分の1とか、宿泊費については2分の1、交通費につきましては2分の1、参加料については、町長が認める額、それに対して積算をいたしまして、関東大会以上は上限が5万円。全国大会以上は上限が6万円となっております。

以上となります。

○議長（山本研一）

9番、佐々木議員。

○9番（佐々木 昇）

御答弁いただいてちょっともう一度確認させていただきたいんですけども、経費負担、この辺は実際にかかった経費の2分の1とか、そういう負担ございましたけども、上限金額設定もあったと思うんですけども、この辺について、この金額見直しというのはされているのか。今回に限って6万円というのがどういうものか分からないんですけど、上限というものに対しての見直しというものは、いつ頃からされていないのか、いつされたのか、前は、その辺ちょっとお聞かせください。

○議長（山本研一）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（高橋靖恵）

上限の見直しにつきましては、ちょっとこちらで調査ができていないので、今、回答することができないのですが、今回につきまして、参加者が、今回の積算につきましては参加者が5名となっております。そのうち開成町に在住の方のみ経費の積算根拠となりますので、5名のうち4名となります。その4名の方の効率的な交通費、あとは宿泊費につきまして、先ほどの2分の1、あと参加料を足しまして、今回該当する経費の総額が約9万円となります。そのうち、それが上限を超えたために6万円となっております。

以上です。

○議長（山本研一）

9番、佐々木議員。

○9番（佐々木 昇）

9番、佐々木昇です。この上限に関しまして、やっぱり先ほど来、補正の中にも、この時代の流れとともに、物価上昇とかそういうことで、補正されたりとかもう時代の流れでもうそうなっていますので、この辺の金額設定も、今後ちょっと見直しというものを考えていただきたいと思いますと思いますけども、町の考えをお聞かせくだ

さい。

○議長（山本研一）

副町長。

○副町長（石井 護）

私からお答えさせていただきます。おっしゃるとおり、昨今の時代の物価上昇等の状況を見て、この6万円という、全国大会の場合、上限が適正かどうかという部分につきましては、この場で上げますというような断言とか、お約束できませんが、見直し作業は言われるとおりにやっていきたいと思っておりますので、それで御理解いただければと。

○議長（山本研一）

よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

6番、星野議員。

○6番（星野洋一）

6番、星野です。10ページ、先ほどと同じ福祉会館管理費の中の多目的ホール移動観覧席ですね、これの修理について、1,003万1,000円と上がっておりますが、これ昔からはちょっと調子が悪いときに、不注意使用ということで壊れてしまって、だからその修理ということだと思っておりますが、これ、1,000万を超えていますが、これ全般の支柱変形ということなんで、全般にどのくらいの影響を受けて、どのくらいの範囲まで、取替えが必要になって、1,000万になったのか、ちょっとその辺のところ詳細をお教えてください。

○議長（山本研一）

福祉介護課長。

○福祉介護課長（奥津亮一）

それでは、ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。今回のこちらの見積り予算計上した額につきましては、先般行いました不良箇所の調査委託の結果報告並びにその結果報告に基づく業者からの見積り、そういったものを参考にしながら計上しているものでございます。

状況なんでございますが、現在は、壁一面にちゃんと収まっている状況になっておりますが、1回出してみたときに、まず、真っすぐ動くべきものが動かなかったことによる、機器、支柱等の変形が見られました。また、装置等の関係もあるんですけれども、その関係で、止まらなければいけないところ以上来てしまって、乗り越えてしまう。ストップを乗り越えてしまったというようなちょっと大きな話になってしまいました。そういったものを全て交換をして、正常に稼働するために必要な経費ということで、今回の金額となっております。

○議長（山本研一）

6番、星野議員。

○6番（星野洋一）

6番、星野です。全体的な動くべきところが動かないとか、止まらないところ乗

り越えてしまう。これはシステムの問題なのかというと、それは非常に大きな問題だと思いますが、それを考えて、交換する。それをやって1,000万越え。いろいろな不注意が重なったということもなったということもあるんでしょうけども、これからそういうことがないような使用の仕方、そういうのを考えていただく。

あとこれは福祉会館ということで、様々なイベントに使う場所ですので、これ修理の期間とか、あとイベントのことに対してどのくらい影響が出るのか、例えば、正月だと、成人式とかいろいろ使うと思うんですが、どのくらいの期間まで影響が出るか、それのところを少し教えてください。

○議長（山本研一）

福祉介護課長。

○福祉介護課長（奥津亮一）

それでは、お答えをさせていただきます。こちらの事業スケジュールについてなんですけれども、まず事業を行う前に、今回の原因、この事象が起こった原因について、しっかりと特定をし、実際にしっかりそのところについては話を要点をまとめていく必要があるとこちらは認識しております。

具体的に申し上げますと、稼働したときによって起こったものですので指定管理者と協定書などに基つきまして、今、不具合の原因の対応についても調整を行っているところでございます。

実際、例えば例を挙げると、補償ですとか、そういったところも含めて、その辺がどうなっていくのかということも今改めて調整をさせていただいているところでございます。

よって、今、様々なイベントがあるというのは承知をしているところなんですけども、なるべくそちらの調整を速やかに終わらせて、こちらの工事にも速やかに入りたいと考えてございまして、現時点で、ちょっと具体的にいつからいつというのはちょっと申し上げられないのが現状でございます。

○議長（山本研一）

2番、吉田議員。

○2番（吉田敏郎）

2番、吉田です。今の多目的ホールの移動観覧席の件について、この工事費について、課長から、2月に行われた業務委託の中で、そのときに111万余の委託金がかかっております。

今度この1,003万1,000円ですね。この工事費、そのときの業務委託でいろいろこういうところがどうのこうのということで、ちょっと説明があったと思うんですけども、まずそこに対して、この金額が妥当かという前に、そちらを、まず、全協で説明があったかもしれませんが、その辺の、これが金額が見積もっていただいた金額、この随意契約している金額が妥当だったのかどうかというのは、検証されたのかどうか、またそういうのはもう業者に言われたままの金額でやっているのか、それをもう一度説明を願いたいんですが。

○議長（山本研一）

福祉介護課長。

○福祉介護課長（奥津亮一）

それでは御質問にお答えをさせていただきます。言われましたとおり、まずこちら不具合の調査を委託した報告書が上がってまいりまして、ここが不具合があると、これを交換する必要があるという報告でございました。

それに基づいての見積書になってございまして、我々としまして、そちらのほう出てきたものについて、実際に現地にも行きまして、今これがこういう状況だというのは確認をさせていただき、先ほど支柱が曲がっていたですとか、そういった場合も目視で確認をさせていただいているので、それを直すんだというのも認識はしてございます。

また一番大きな部分というのは、先ほどの稼働装置、こちらのほう、当然真っすぐ進まなきゃいけないところが進まなかったことによって、過度な負荷がかかってしまって相当な不具合が生じているというところもありました。その交換が金額的に一番大きかったとかあるんですけども、やる内容につきましては、こちらのほう、報告書に照らし合わせて、中を確認させていただいて、報告書にあるものだというので、今回計上させていただいております。

○議長（山本研一）

2番、吉田議員。

○2番（吉田敏郎）

2番、吉田です。説明今いただきましたけれども、やはり随意契約で1社でおおると思いますが、こういう形の中で、1,000万というお金がかかっております。かかります。そういうことに対して、少しでも早く町民の皆さんに、ここが使えるようにということで、いろいろ御足労願っているのは重々承知しておりますけれども、やはりこういう形、金額云々となったときでも、しっかりとその金額がどうしても私これ金額が妥当であるかということを検証するのは非常に専門的な知識もなければ、難しいかと思っておりますけれども、できるだけそういうことに対して、町もしっかりとその辺をいろいろなことを調査して、金額等々が妥当であるか等々、また、こういった処置で大丈夫、妥当なのかどうかということをしかりと検証し、またいろいろ話し合っ、それを進めていきたいなと思っております。細かいことかもしれませんが、ぜひそういうことを、いろいろなことに関して考えていただければと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（山本研一）

答弁はよろしいですか。

○2番（吉田敏郎）

もしあれば何かあれば申し上げます。

○議長（山本研一）

副町長。

○副町長（石井 護）

吉田議員の御質問に私からお答えさせていただきます。

御不安、御懸念されている部分はごもっともだと思いますので、しっかりとこの金額が正しいかどうか、一応見積りですとか、そういう中で判断していますので、重要なのは、言われてるとおり、これでしっかり直るといふことかなと思いますので、その辺のところはしっかり監督なり、指導なりして、指定管理者にもなっている物件ですので注意して進めたいと思っております。

○議長（山本研一）

ほかに質疑はございませんか。

5番、武井議員。

○5番（武井正広）

5番、武井です。12ページの一番下になりますが、教育費の幼稚園生活支援員等配置事業費158万7,000円についてなんですけど、この時期、ちょっとこういったの載っているの何でかなというふうに最初、少し疑問になったんですけども、先ほどの説明の中で、2名ほど先生が体調崩されているということでの対応ということで、これ自体はもちろんすぐやっていただきたいと思うんですが。やはり幼稚園、神奈川県で一番大きな幼稚園で、やっぱり三つ子の魂百までという形で、幼稚園教育、非常に重要だと私も認識しております。

そういう中で先生方も大変苦労しながら、コロナ禍もあり、様々な理由があるかとは思いますが、やはり小学校、中学校ですと、先生方の分母が大きいので、多少その中で、もしかしたらやりくりができるのかもしれないけど、幼稚園になりますと、先生も人数少ない中でやられてらるんで、やはり今まで以上に、そういったことに、今までもずっと配慮されているんですけども、今まで以上に、そういったところに今後も配慮していただきたいな、やはり先生が元気じゃないと、子どもたちは元気になりませんので、ぜひその辺をお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（山本研一）

教育長。

○教育長（井上義文）

ただいまの御質問にお答えします。幼稚園教育につきまして、御理解いただきまして本当にありがとうございます。園の先生方、やはり元気でないと、子どもたちも、そしてその後ろ側にいる、あるいは左右にいらっしゃる保護者も、元気でなくなってしまうということが現実あるかなと思っておりますので、今後も福利厚生も含めまして、幼稚園の先生方の健康管理につきましては注意深くやっていきたいと思っております。ありがとうございます。

以上です。

○議長（山本研一）

ほかに質疑はございませんか。

1 番、清水議員。

○1 番（清水友紀）

1 1 ページの 4 衛生費、3 環境衛生費の中の説明にあります省エネ家電導入促進補助金について、こちら 6 5 歳以上の高齢世帯向けのエアコンを、ということだったんですけれども、高齢のみの世帯ですとか、その辺りの条件についてと、これは 1 台当たり幾らという補助になるのか。また、何かカタログなどがあって、購入、設置のフォローまで含まれてるのか、それとも金額提示だけなのか、その辺りをお願いします。

○議長（山本研一）

参事兼企画政策課長。

○参事兼企画政策課長（田中栄之）

ただいまの御質問にお答えをしたいと思います。

もう 1 つ、その前に前提としてお話をしたいのが、気候変動対策といいます、とかく、いわゆる温室効果ガスの排出抑制、これは緩和と呼ばれている分野なんですけれども、一方で大事なことはもう既に生じている問題についてもきちんと対応しましょうということでこれを適応と呼んでございます。適応対策ということで国でも法律を作って今進んでいる中で、この事業だということをもまず大前提で御理解いただきたいと思います。

ただいまの御質問の中で、6 5 歳以上というターゲットを絞っている理由でございまして、例えば東京都の監察医務院の統計によりますと、熱中症による死亡者のうち 8 割以上が 6 5 歳以上であったと。これが一番大事な要素だなというふうに捉えてございます。

それから、そういった形の中で対象を絞るお話について言えば、いわゆるあるんだけど使わない方、そもそもない方、この 2 つについて対応したいということが次の目的でございました。

大事なことはどういう形で補助をするのかということですが、今考えてございますのは、1 基当たり上限が 8 万円ということで設定をしております。これをどうやってやるかということで、本日もしこれをお認めいただいた段階におきましては、基本的には開成町の商工振興会に加入をしております電気事業者、いわゆる電気屋さん、それから電気設備事業者さん。こちらのほうと調整をさせていただきまして、ぜひ御協力をいただいて事前登録をしていただいた結果、どの機種というところも含めまして、そういった業者さんをお願いをして、なるべくであれば自己負担の一番低い形で導入できるような形で、一緒になって進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（山本研一）

1 番、清水議員。

○1 番（清水友紀）

御丁寧にありがとうございました。よく分かりましたので、詳しい情報が出たときに確認させていただきたいと思います。

○議長（山本研一）

ほかに質疑はございませんか。

4番、井上議員。

○4番（井上慎司）

4番、井上慎司です。10ページ、5目企画費、公共交通関係対策費について伺います。

これまでに令和2年には路線バスの安全に利用できるよう感染症対策を行うバス事業者に対して、1台当たり2万円で14台、28万円、令和3年には同様に感染症対策を行うバス事業者とタクシー事業者に対して、バスは1台4万円掛ける14台、タクシーは1台2万円掛ける21台、合計98万円、また、昨年、令和4年度に関しましては、今回と同じく燃料価格高騰対策ということで74万2,000円が支出されております。

今回、令和5年度の燃料価格高騰緊急対策支援金ということで、147万6,000円計上されておりますが、これの具体的な内訳をまず御説明をお願いいたします。

○議長（山本研一）

参事兼企画政策課長。

○参事兼企画政策課長（田中栄之）

それではお答えをさせていただきます。まず補助額につきましては、一般乗合バス事業者につきましてはバス1台当たり6万6,000円、それからタクシー事業者に対しましては、1台当たりが2万円ということで計算をさせていただいております。それぞれの対象となる台数でございますけれども、町内を運行するバスにつきましては、換算しまして16台、それからタクシー会社さんにつきましては、1社は9台、もう1社につきましては12台、計は21台ということで計上しているところでございます。

○議長（山本研一）

4番、井上議員。

○4番（井上慎司）

これまでよりも金額及び台数とも膨らんでるような形なんですけど、これまでこういった公共交通機関のほうの事業者への補助金を出していった中で、実際に町民という形で還元されてきたのかというのは、何か精査されたのかどうか、具体的に言いますと乗車賃の値上げを抑制できているだとか、具体的なそういった町民に対しての福祉向上利益というものはこういった形なのか、分かっている範囲で御説明をお願いいたします。

○議長（山本研一）

参事兼企画政策課長。

○参事兼企画政策課長（田中栄之）

お答えをさせていただきたいと思います。

まず一番大事なことは、バスでいいますと路線が確保できているということ。近隣の市におかれましては、バス路線の廃止ということで、市のほうで大分お金を支出しまして、路線を確保するというようなお話ございますけれども、開成町につきましては、重要な1路線につきましてはきちんと確保していただいているということ。

それからタクシーにつきましても、やはり大分台数制限といいますか、削減をしているという中で、いわゆる先ほど申し上げました開成町内に走っているタクシーにつきましては、これが維持できているということ、それから値上げの話で言いますと、都市部に比べますと、値上げが行われていない。参考までに申し上げますと神奈川県内では、いわゆる価格転嫁が進んだということを理由に、このいわゆる補助を打ち切ったという自治体もございますけれども、開成町におきましては、バス代、それからタクシー代につきましても、目立った値上げということはございませんので、基本的にはこういった形の中で、町が少し後押しをさせていただくということで、それぞれの運行事業者さんの経営の一助になっているのではないかなど。結果として皆様にそういった形の、いわゆる値上げによる家計の負担の増ということが抑えられていると考えてございます。

○議長（山本研一）

4番、井上議員。

○4番（井上慎司）

確認させていただきました。今後も引き続きしっかりと公費投入した分が一体どういう形で効果を産んでいるのかというのは、追跡して行っていただきたいと思えます。答弁は結構です。

○議長（山本研一）

ほかに質問はございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので、続いて討論を行います。

討論のある方はいらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

討論がないようですので採決を行います。

議案第30号 令和5年度開成町一般会計補正予算（第2号）について、原案に賛成の方は賛成ボタンを反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんか。採決を締め切ります。

（賛成全員）

○議長（山本研一）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

暫時休憩といたします。再開を11時20分といたします。

午前11時08分

○議長（山本研一）

再開いたします。

午前11時20分

○議長（山本研一）

日程第7 議案第31号 令和5年度開成町給食事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

予算書の説明を担当課長に求めます。

参事兼学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（岩本浩二）

それでは、議案第31号 令和5年度開成町給食事業特別会計補正予算(第1号)について説明いたします。

予算書2ページをお願いいたします。第1表、歳入歳出予算補正となります。

初めに歳入でございます。2款繰入金、1項他会計繰入金、補正額345万5,000円、歳入合計は補正前の額1億1,266万3,000円に補正額345万5,000円を加えた1億1,611万8,000円となります。

3ページをお願いいたします。歳出です。1款給食事業費、1項給食材料費、補正額345万5,000円、歳出合計は、補正前の額1億1,266万3,000円に、補正額345万5,000円を加えた、1億1,611万8,000円となります。

飛びまして、7ページをお願いいたします。歳入歳出補正予算事項別明細書により内容を説明いたします。

まず歳入につきましては、一般会計繰入金345万5,000円を、給食食材料費の物価高騰に係る補填として増額するものでございます。

8ページをお願いいたします。歳出になります。給食材料費345万5,000円を増額し、各園、学校に充てるものです。内訳といたしましては、開成小学校93万円、開成南小学校117万4,000円、文命中学校104万8,000円、開成幼稚園30万3,000円となります。

なお令和5年6月1日現在の園児・児童・生徒数につきましては、開成小学校506人、開成南小学校647人、文命中学校528人、開成幼稚園191人の計1,872人となります。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑をどうぞ。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので、続いて討論を行います。

討論のある方はいらっしゃいますか。

(「なし」という者多数)

○議長(山本研一)

討論がないようですので、採決を行います。

議案第31号 令和5年度開成町給食事業特別会計補正予算(第1号)について、原案に賛成の方は賛成ボタンを反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんか。採決を締め切ります。

(賛成全員)

○議長(山本研一)

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第8 報告第4号 令和4年度開成町一般会計予算等に定める繰越明許費の繰越しについて、を議題とします。

説明を担当課長に求めます。

財務課長。

○財務課長(高橋清一)

それでは、報告第4号 令和4年度開成町一般会計予算等に定める繰越明許費の繰越しについて御説明いたします。

それでは資料の2ページを御覧ください。令和4年度開成町一般会計等繰越明許費繰越計算書です。

一般会計になります。上段から、2款総務費、1項総務管理費、事業名、電算システム管理費。金額165万円、翌年度繰越額165万円、財源の内訳は、未収入特定財源、国県支出金165万円でございます。

続いて、2款総務費、1項総務管理費、事業名、戸籍システム管理費、金額45万8,000円、翌年度繰越額45万8,000円。財源の内訳は、未収入特定財源、国県支出金45万4,000円、一般財源4,000円でございます。

続いて、3款民生費、1項社会福祉費、事業名、福社会館管理費、金額1,041万4,000円、翌年度繰越額1,041万4,000円。財源の内訳は、一般財源、1,041万4,000円でございます。

続いて、4款衛生費、1項保健衛生費、事業名、新型コロナウイルスワクチン接種事業費、金額6,367万円、翌年度繰越額3,939万4,500円。財源の内訳は、未収入特定財源、国県支出金3,939万4,500円でございます。

続いて、7款土木費、2項道路橋梁費、事業名、道路維持管理事業費、金額258万7,000円、翌年度繰越額258万7,000円。財源の内訳は、一般財源258万7,000円でございます。

続いて、7款土木費、3項河川費、事業名、水路維持管理事業費、金額709万5,000円、翌年度繰越額709万5,000円。財源の内訳は、一般財源709万5,000円でございます。

続いて7款土木費、4項都市計画費、事業名、駅前通り線周辺地区土地区画整理事業費、金額9,340万円、翌年度繰越額9,340万円。財源の内訳は、未収入特定財源地方債9,340万円でございます。

続いて、9款教育費、5項幼稚園費、事業名、幼稚園管理運営関係費、金額35万円、翌年度繰越額35万円。財源の内訳は、未収入特定財源、国県支出金35万円でございます。

以上8事業による合計金額は1億8,372万4,000円です。翌年度繰越額は1億5,944万8,500円。財源の内訳は、未収入特定財源、国県支出金4,594万8,500円、地方債9,340万円、一般財源2,010万円でございます。

次に資料の3ページ。駅前通り線周辺地区土地区画整理事業特別会計を御覧ください。

2款事業費、1項土地区画整理事業費、事業名、駅前通り線周辺地区土地区画整理事業費、金額3億4,570万円、翌年度繰越額2億9,815万5,194円。財源の内訳は、未収入特定財源、国県支出金6,038万円、その他9,340万円、一般財源1億4,437万5,194円でございます。

以上で、報告第4号 令和4年度開成町一般会計予算等に定める繰越明許費の繰越しについての御説明とさせていただきます。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので、以上で報告第4号 令和4年度開成町一般会計予算等に定める繰越明許費の繰越しについての報告を終了します。

日程第9 報告第5号 令和4年度開成町水道事業会計予算の繰越しについて、を議題とします。説明を担当課長に求めます。

参事兼環境上下水道課長。

○参事兼環境水道課長（井上 新）

それでは報告第5号 令和4年度開成町水道事業会計予算の繰越しについて御説明いたします。

これは令和4年度開成町水道事業会計のうち、建設改良に係る予算を地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、繰越いたしました。

予算の繰越しにつきましては、地方公営企業法第26条第3項の規定により、管理者は、地方公共団体の長に繰越額の使用に関する計画について報告するものとし、報告を受けた地方公共団体の長は、次の会議においてその旨を議会に報告しなければならないとされております。

それでは2ページ目を御覧ください。

令和4年度開成町水道事業会計予算繰越計算書、地方公営企業法第26条第1項

の規定による建設改良費の繰越額、12款資本的支出、2項増設改良費、事業名、排水施設整備工事費、工事、予算計上額1,760万円、翌年度繰越額1,760万円、説明欄、新型コロナウイルス感染症の影響により更新機器の部品不足となり、納入が遅れたことによる。

以上、令和4年度開成町水道事業会計予算繰越計算書の報告とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので、以上で、報告第5号 令和4年度開成町水道事業会計予算の繰越しについての報告を終了します。

日程第10 報告第6号 開成町土地開発公社の経営状況について、を議題とします。

説明を公社理事長に求めます。

理事長。

○副町長（石井 護）

それでは議案を朗読させていただきます。報告第6号 開成町土地開発公社の経営状況について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、令和4年度事業報告及び決算並びに令和5年度事業計画及び予算を別添のとおり提出する。

令和5年6月23日提出、開成町長、山神裕。

それでは恐れ入りますが、報告書4ページを御覧ください。4ページは、令和4年度事業報告書でございます。

1の公有地取得状況と2の公有地売却状況は実績がございません。

続いて、5ページを御覧ください。3の重要庶務事項から6の職員に関する事項は、記載のとおりでございます。

続いて6ページの決算書表でございます。が、1つ飛ばして、7ページの損益計算書を御覧いただきたいと思えます。

損益計算書ですが、(4)の事業外収益は、受取利息327円、雑収益ゼロ円で、経常利益は327円で、当期純利益となります。

戻って6ページを御覧ください。1の貸借対照表、資産の部、(1)流動資産は、現金及び預金と公有用地で、流動資産合計は3億4,367万7,000円であります。

(2)の固定資産はございません。

よって、資産合計は同額でございます。

続いて負債の部、(3)の流動負債は、1年以内返済予定の長期着入金と前受金で、流動負債合計は1億8,626万7,500円であります。

(4)の固定負債は、長期尺入金1億3,001万2,500円で、負債合計は3億1,628万円でございます。

資本の部、(5)の資本金は500万円で、資本金合計は同額でございます。

(6)の準備金は、前期繰越準備金と当期純利益で、準備金合計は2,239万7,000円で、資本合計は2,739万7,000円でございます。

負債資本合計は3億4,367万7,000円となります。

続きまして8ページの3、キャッシュフロー計算書と、9ページの財産目録並びに10ページの附属明細書は記載のとおりでございます。

続いて12ページを御覧ください。令和4年度の収入支出決算書になります。

重複する部分の説明は省略させていただきますが、公社が取得した庁舎周辺環境整備用地の町からの買戻しに関わる土地売却収入が3,416万5,000円、令和3年度からの繰越金が1,240万3,393円、事業外収入327円を合わせまして、収入合計は4,656万8,720円となっております。

支出は金融機関への杓入金の償還金が3,252万5,000円。この償還金に対する支払利息が29万7,736円で、支出合計は3,282万2,736円となります。

収入支出差引き額の1,374万5,984円が、令和4年度から令和5年度へ繰り越す額となりました。

続いて15ページを御覧ください。開成町土地開発公社の令和5年度の事業計画、予算等について御説明いたします。

令和5年度において土地取得土地売却とも予定はございませんが、窓口設定といたしまして、その他の項目に、1,000円を計上してございます。

16ページを御覧ください。令和5年度開成町土地開発公社予算及び資金計画でございます。

第2条第1項の規定のとおり、収入支出予算の総額を、収入支出5,137万5,000円と定めております。

なお、緒収入支出予算については17ページの「第1表 収入支出予算」、借入金については18ページの「第2表 借入金」、資金計画については、19ページの「第3表 資金計画」によるものとしております。

恐れ入りますが17ページにお戻りください。第1表、収入支出予算でございます。

収入としましては事業収入、土地売却収入に3,762万8,000円、繰越金に1,374万5,000円、事業外収入は利息収入に1,000円、雑収入に窓口設定の1,000円を計上してございます。

このうち土地売却収入は平成28年度と令和3年度に公社が先行取得いたしました、庁舎北側用地及び公用車駐車場用地について、町が16回の分割払いで買戻しを行うこととなっておりますので、そのうち庁舎北側用地2回分の売買代金と公用車駐車場用地1回分の売買代金でございます。

次に支出といたしましては、事業費、土地取得費に窓口設定の1,000円、管理費、一般管理費に3,000円、借入金償還金に3,561万8,000円、事業外支出、支払利息に25万1,000円、予備費に1,550万2,000円を計上してございます。

続いて18ページを御覧ください。第2表、借入金でございます。

公有地等取得管理資金として5億円を限度に記載のとおり、金融機関からの借入れを行うことができる旨をあらかじめ定めたものでございます。

19ページを御覧ください。第3表 資金計画でございます。

受入資金、支払い資金について記載しておりますが、詳細は第1表、収入支出予算と重複しますので、説明は省略させていただきます。

20ページの令和5年度収入支出予算説明書につきましては、第1表、収入支出予算で御説明させていただきましたとおりでございます。

御報告は以上でございます。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑をどうぞ。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので、以上で報告第6号 開成町土地開発公社の経営状況についての報告を終了します。

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

明後日の6月25日日曜議会は。

副町長、どうぞ。

○副町長（石井 護）

ちょっと訂正をさせていただきたいと思います。

7ページの損益計算書の事業外収益で経常損失が327円となつてございますが、当期純損失ではなく当期純利益という形で327円という表記でお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（山本研一）

よろしいですか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

明後日の6月25日の日曜議会は、午前9時から11名の議員が一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

皆様大変お疲れさまでした。

午前11時41分 散会